

以下の問題において、その内容が正しければ、解答用紙の左欄にマークを、誤りであれば、解答用紙の右欄にマークをしない。

- 第1問 . 仕向地とは、経由地がどこであれ、輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域）である。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合、仕向地は消費又は加工される国であり、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は消費される国である。
- 第2問 . 日本国内の他社から購入した製品を輸出する場合、それを製造したメーカーが該非判定責任を負うのが原則である。メーカーからリスト規制非該当の連絡を受ければ、輸出した後に、当該製品がリスト規制に該当し、輸出許可が必要であったことが判明しても、輸出者は何ら法的責任を負うことはない。 ×
- 第3問 . 輸入した貨物を修理のため輸出元に返品する場合や、輸入品を転売するために再輸出する場合には、輸出許可は一切不要となる。 ×
- 第4問 . ミサイルに関連する国際的な輸出規制として、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）があり、ミサイル、ロケット及び無人航空機等の関連資機材の輸出規制について取り決めている。
- 第5問 . ワッセナー・アレンジメント（WA）は通常兵器に関連する製品は規制しているが、通常兵器そのものは規制していない。 ×
- 第6問 . 外国為替及び外国貿易法第48条第1項に規定する「輸出をしようとする者」とは、自然人（個人）のことであり、法人は含まない。 ×
- 第7問 . リスト規制該当技術の提供については、規制の実効性を考慮して、口頭による技術の提供は規制対象外である。 ×
- 第8問 . ワッセナー・アレンジメント（WA）では、輸出の許可・不許可の判断はココムのような参加国すべての完全合意方式とは違って、参加国政府の裁量に任されている。

- 第9問 . フランスの武器メーカー指定の仕様（スペック）で砲弾の部分品用に加工したアルミニウムの製品を当該メーカー向けに輸出する場合、「武器輸出三原則」に抵触するおそれは全くない。 ×
- 第10問 . 生物兵器、化学兵器の開発、生産、保有等は、それぞれ「生物兵器禁止条約」（BWC）、「化学兵器禁止条約」（CWC）で禁止されている。また、生物・化学兵器の開発等に転用される可能性の高い汎用品及び専用品については、オーストラリア・グループ（AG）により規制されている。
- 第11問 . 日本国籍を有する者が中国にある事務所に勤務する目的で出国し、中国に滞在している場合、その者に対してリスト規制該当技術を提供するとしても役務取引許可は不要であるが、自主管理として提供の記録を最低5年間は保管することが望ましい。 ×
- 第12問 . 「外国ユーザーリスト」は、経済産業大臣が告示で定める文書にあたる。このリストを入手した者は、たとえば、輸出貿易管理令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物をインドに輸出する場合、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」に定める当該貨物の需要者がリストに掲載されているかを確認しなければならない。
- 第13問 . リスト規制該当技術は、外国籍の人に対しての提供のみが規制される。 ×
- 第14問 . 個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地に関係なく、一般包括輸出許可の申請先と全く同じである。 ×
- 第15問 . ホワイト国以外の地域向け輸出であり、従来は第1種一般包括輸出許可を用いて輸出可能であった。しかし、今回その貨物が軍事用途に用いられるとの連絡を輸入者から受けた。この場合であっても、従来どおり第1種一般包括輸出許可を用いて輸出することができる。 ×
- 第16問 . 輸出しようとする貨物の該非の判断が困難な場合（条文の規定のみでは判断が難しい場合）は、経済産業省の相談窓口を利用して、該非判定結果の通知を得ることができる。

- 第17問 . 個別輸出許可も個別役務取引許可も有効期間は6ヶ月であるが、経済産業大臣によって、特に必要があると認められる場合は6ヶ月を超す有効期間も認められる。
- 第18問 . 大量破壊兵器関連の規制対象貨物（輸出貿易管理令別表第1の2の項から4の項）の輸出については、輸出貿易管理令第4条に規定する少額特例は適用されない。
- 第19問 . 第1種一般包括輸出許可は、イラン、イラク、リビア、北朝鮮の他、アフガニスタン向けの輸出についても適用できない。
- 第20問 . 輸出許可申請書に記載の経由地とは、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所をいう。
- 第21問 . 輸出貿易管理令における輸出の時点とは、税関への輸出申告の時をいう。 ×
- 第22問 . キャッチオール規制で、経済産業大臣からインフォームを受けた場合でも、相手先の用途が民生用途である場合は、輸出許可申請は不要である。 ×
- 第23問 . キャッチオール規制は、ホワイト国向けは適用除外であるが、リスト規制該当貨物が大量破壊兵器等の開発等のために用いられる疑いがある場合は、第1種一般包括許可を使用してホワイト国向けに輸出する場合であっても経済産業省への事前届出が必要である。
- 第24問 . リスト規制該当貨物であって、輸出貿易管理令第4条に規定する少額特例が適用できる貨物の取引の場合は、ホワイト国以外の地域への輸出であっても需要者、用途の確認は不要である。 ×
- 第25問 . ワッセナー・アレンジメント（WA）は、2001年9月11日の米国における同時多発テロを契機として発足した。 ×

平成16年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第3回)

(STC Associate)